

# 住まいの通信

第1号

世田谷区営住宅等指定管理者 株式会社東急コミュニティー 世田谷区営住宅等窓口センター  
TEL 6805-6523 FAX 6805-6573 <http://setagayakueijutaku.jp/>

## 令和5年度 住宅使用料等の支払いスケジュール

住宅使用料等の納期限は月末です。ただし、末日が金融機関の休業日の場合は、翌月の最初の営業日となります。

住宅使用料等	納期限（引落し日）	住宅使用料等	納期限（引落し日）
2023年4月分	5月 1日（月）	2023年10月分	10月31日（火）
2023年5月分	5月31日（水）	2023年11月分	11月30日（木）
2023年6月分	6月30日（金）	2023年12月分	1月 4日（木）
2023年7月分	7月31日（月）	2024年 1月分	1月31日（水）
2023年8月分	8月31日（木）	2024年 2月分	2月29日（木）
2023年9月分	10月 2日（月）	2024年 3月分	4月 1日（月）

### ゴールデンウィークの業務のご案内

休日：4月29日(土)、30日(日)

5月3日(水)、4日(木)、5日(金)、6日(土)、7日(日)

◆世田谷区営住宅等窓口センターのご案内◆

〒158-0097

世田谷区用賀4-13-3 ハイマートピア用賀

電話 03-6805-6523

営業時間：午前8時30分～午後6時まで

※設備異常などが発生した場合は、上記にご連絡いただければ東急コミュニティーの設備緊急センターに自動転送され、受付されます。なお、入居者負担となるものは、1万5千円（税別）の修理費用が発生する場合がございます。



# 各種手続きのご案内

区営住宅にお住まいの方で、ご家族の構成に  
変更がある場合などは、手続きを行なう必要  
がありますのでご注意お願いします。

必要書類など、詳しくは区営住宅等窓口センターにお問い合わせください。



## 同居

◆別に住んでいた人を同居させたい ⇒ **同居承認申請書**

婚姻や養子縁組等の事情があり、許可することが適切な場合で  
収入など条例等に定める基準を満たした場合に限り許可されます。

## 使用権承継

◆名義人が死亡したがこのまま住みたい ⇒ **使用権承継申請書**

名義人の死亡や離婚による転出などのやむを得ない事情があり、  
収入など条例等に定める基準を満たした場合に限り許可されます。

## 世帯員変更

◆同居者転出・死亡または子供が生まれた場合 ⇒ **世帯員変更届**

毎年提出する収入報告書に記載しても、手続きをしたことにはなりませんので、  
ご注意ください。配偶者の転出は、離婚を除いて認められません

## 長期不在

◆転勤・出張・長期入院などにより、1か月以上にわたり区営住宅を

誰も使用しない場合⇒ **長期不在届**

不在を証する書類（入院証明書、医師の診断書等）も必要となります。

## 退去（住宅の返還）

◆区営住宅から退去する場合 ⇒ **区営住宅返還届**

退去する日の14日前までに提出。提出が遅れた場合は、受理日の

翌日から14日目を退去日（返還日）とみなし、その日までの使用料

（家賃）をいただきます。

## 生活ルールについて「共用部分」

団地生活は、集団生活の場です。お互いに相手の気持ちを尊重し、思いやりをもって生活しましょう。



### ◆ 共用廊下と階段

共用廊下や階段には、物を一切、置かないでください。

共用廊下や階段は、災害時の避難通路です。荷物や自転車などが置いてあると通行の妨げになったり、火が燃え移って避難路がふさがれたりします。火災などの避難時障害となります。

### ◆ ベランダ（バルコニー）

住宅のベランダ（バルコニー）は、非常の場合の避難通路となる部分です。

#### ● 消防点検時の指摘事項

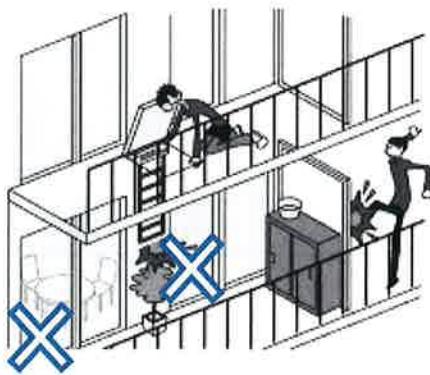
避難はしごや隣戸との仕切り版の近くには、

- ・ものを置かないようにしてください。

避難はしごの付いている住戸の下の階の方は、

非常の場合に「はしご」が下りてきます。

- ・障害となるようなものは、置かないように気を付けてください。



# 生活ルールについて

春が訪れ快適な季節になってきました。（花粉症の方すみません・・・）居住者や近隣の皆様が、快適な生活をおくれるよう、ご理解とご協力をお願いいたします。



## ◆ 動物飼育の禁止

入居時にご説明しているとおり、他の入居者に迷惑となりますので、犬、猫、鳥などの動物の飼育や敷地内でのエサやりは固くお断りしています。鳴き声、抜け毛、粪尿等で近隣の方とのトラブルや、環境衛生悪化の原因となります。

## ◆ 生活騒音

みなさんのお部屋の床や壁は、隣り合う部屋と共有のものです。そのため、生活騒音はコンクリート壁や排水管、窓から簡単に伝わってしまいます。

- ・ テレビやステレオ・ラジオの音は、ご近所に迷惑にならないよう音量に注意（特に早朝や深夜は音量をひかえめにしましょう）
- ・ 部屋の中で走り回る音や床へのショック音（元気なことは良いことですが、ご近所にご配慮お願いします）
- ・ 玄関ドアや引戸の開け閉めは、静かにていねいに行いましょう。（玄関ドアを閉めるときは、最後まで手を放さずゆっくり閉めましょう）



※生活騒音によるトラブルは、当事者の皆様が話し合って解決してください。

お互いに不快な思いをしないためにも、日ごろからコミュニケーションをとるように心掛け快適な生活を送りましょう。



## チョット休憩?! (休憩になるかな??)

- ・2つの単語が完成するように中央の口にひらがなを入れてください。

①

く	ひ	ま
ひ	ね	ま
ま	ね	く

②

よ	お	き
お	ぎ	き
き	ぎ	よ

③

い	ね	き
ね	え	き
き	え	い

④

う	も	ぎ
も	か	ぎ
ぎ	か	う

# 住まいの通信

令和5年7月

臨時号

世田谷区営住宅等指定管理者 株式会社東急コミュニティ 世田谷区営住宅等窓口センター  
TEL 6805-6523 FAX 6805-6573 <http://setagayakueijutaku.jp/>

## 自分で行う防災(集中豪雨や台風に備えて)

最近のニュースでは、台風のみならず大雨(線状降水帯発生)や強風による災害が報道されています。災害はある程度予測できるものとできないものがあります。そこで!! 今回はある程度予測できる大雨や強風発生時(気象情報)による自分で行う防災を紹介します。

### ① ベランダの排水口清掃(枯れ葉やゴミ等除去)

排水口が詰まると雨水がベランダ内であふれだし室内やお隣に浸水したり、階下の住居に漏水する被害が出ます。

※注意⇒清掃する前に階下やお隣さんが洗濯物を干していないか必ず確認。清掃時に水がこぼれたり、ホコリが舞うからです。

### ② 風で飛ばされないようにベランダに置かれているものは

- 室内に収納しましょう。(1階の方も同様です)
- ・物干し等は、落下すると大変危険です。
- ・水を含んだ新聞紙や雑誌は、風に飛ばされると凶器に変わります。
- ・空き缶、ゴミ類もきれいに片づけましょう。



キレイに片づけましょう!



# 備えあれば暮いなし

## ■家の中の備え

### ◆非常用品を備えましょう

懐中電灯、携帯用ラジオ（乾電池式）、救急薬品、衣類、非常用食品、飲料水等

### ◆室内からの安全対策

カーテンを閉めるのも効果的です。

### ◆窓周辺の家財や家電を移動

電気のコンセントは漏電、ショート、感電などの事故が発生する可能性があります。

### ◆生活用水の確保

飲料水を確保するほか、浴槽に水を貯める等生活用水を確保してください。

### ◆雨水が落ちる箇所に（雨漏れの対策）

「新聞紙や雑巾」を敷き、その上に「バケツ」を置いて、床を濡らさないようにしましょう。※雨が降っている時は防水工事ができませんので、自宅にあるもので応急処置をお願いします。

## ■避難場所の確認など

### ◆学校や公民館など避難場所への

避難経路を確認しておきます。

### ◆避難するときは、持ち物を最小限にして、

両手を使えるように準備しておきます。



### ◆普段から家族で避難場所や連絡方法を話し合っておきましょう。

## ※日頃から準備をしておきましょう！！

# 住まいの通信

令和5年8月

2023-第2号

世田谷区営住宅等指定管理者 株式会社東急コミュニティー 世田谷区営住宅等窓口センター  
TEL 6805-6523 FAX 6805-6573 <http://setagayakueijutaku.jp/>

## 収入報告書をご提出いただきましたか

◎区営住宅等にお住まいの方にお願いした収入報告書について、ご提出いただいた方、ご協力ありがとうございました。

◎ご提出がまだの方は、必ず提出してください。

収入報告書は来年度の使用料（家賃）を決める重要な書類です。

収入報告書が提出されない場合、近傍同種住宅の家賃（民間と同程度の高い家賃）になります。あらかじめご了承ください。

## 簡単・便利・確実な口座振替・自動払込をご利用ください！

口座振替・自動払込をご利用いただくと、毎月金融機関にお出かけにならずに確実に使用料のお支払いができるので大変便利です。支払い忘れの防止になります。ご希望の方は下記窓口センターへお問い合わせください。

### ◆世田谷区営住宅等窓口センターのご案内◆

〒158-0097

世田谷区用賀4-13-3

ハイマートピア用賀2階

電話 03-6805-6523

受付時間：午前8時30分～午後6時まで

（土曜・日曜・祝日を除く）



## コツコツできる節電アイディア

電気代が高くて家計が苦しい～と多くの方から声が聞こえています。

そこで、節電に取り込むことをお勧めいたします。でも～、どうすればいいの？

実践できる節電アイディアのご紹介です。

① 一般的に家庭の中で1番消費電力が高いものは、エアコンです。

- ・フィルターの掃除(目安 2週間に1度を目安に)
- ・熱中症に気を付けながら無理をしない温度設定(28°C推奨)



注意、こまめな電源 ON—OFF(30分以下)は、電気消費量が大きくなる場合があります。

設定温度になるまでに急激にエアコンが作動するためです。

② 一般的に家庭の中で2番消費電力が高いものは、冷蔵庫です。

- ・冷蔵庫の中に詰め込みすぎない。(冷気が回らない)
- ・開け閉めの回数を減らすようにする。(冷気を逃がす)
- ・熱いものはできる限り冷ましてから中に入れましょう。(食中毒に注意)



③ こまめにスイッチオフ

- ・必要のない灯りは、こまめに消す。
- ・見ないテレビはこまめに消す。
- ・パソコンを使わないとときは電源オフ。



④ 早寝早起き

- ・ライフスタイルを見直し照明時間を節約。



節電は、ちょっとした事の積み重ねです。コツコツがポイントです。

みなさまのひとりひとりの工夫がエコにもつながります。

できることから節電に取り組みましょう！！

# 防犯注意報！！

昨今、『日中なのに』・『人が部屋にいるのに』と犯罪関連のニュースが世の中を騒がしています。そして、訪問販売による詐欺も出ています。

『無料でできます』

『今だったら特別』

『お安くなります』

あまい言葉に  
ご注意を！！



あやしいなど  
思ったら  
警察へ相談

## 募集！！ ホームセキュリティを設置

◆ 一般世帯におひとりでお住いの65歳以上の方を対象に順次、  
ご希望される方へホームセキュリティを設置しています。

10月頃、再募集いたしますのでお申込みください。

※費用は、区が負担するので一切かかりません。



### ◆ホームセキュリティの内容◆

#### ①宅内異常検知及び通報

宅内侵入や火災発生時に警備会社へ自動通報

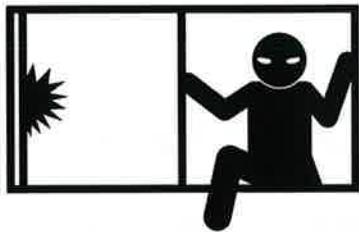
#### ②非常通報

危険を感じた時など非常ボタンで警備会社へ通報

#### ③安否見守りサービス

一定時間人の動きを感知しないと異常信号を警備会社へ送信

#### 【宅内侵入】



#### 【火災発生】



#### 【非常通報】



#### 【安否見守り】



区営・区立住宅にお住まいのみなさまへの広報誌

# 住まいの通信

令和5年12月

第3号

世田谷区営住宅等指定管理者 株式会社東急コミュニティー 世田谷区営住宅等窓口センター  
TEL 6805-6523 FAX 6805-6573 <http://setagayakueijutaku.jp/>

- ★年末年始業務のご案内 ··· 1ページ
- ★使用料通知書について ··· 2ページ
- ★家具転倒防止器具取付の支援 ··· 3ページ
- ★注意で防ぐ漏水事故 ··· 4ページ

## ◆年末年始業務のご案内◆



年末年始休務日：12月29日（金）～1月3日（水）

世田谷区営住宅等窓口センター  
電話 03-6805-6523

※緊急事態が発生した場合などは、上記に連絡いただければ、  
(株)東急コミュニティー設備緊急センターに自動転送され、  
受付いたします。(24時間対応可)  
なお、入居者負担となるものは、出動1回につき1万5千円（税別）と修理費用が発生する場合がございます。  
緊急性の低い場合は、1月4日以降にご連絡ください。

# 2月末までに区営・区立住宅の 令和6年度の使用料通知書を送ります

◎区営住宅等にお住まいの方にお願いした収入報告書について、ご提出いただき有難うございました。

2月末日までに令和6年4月からの区営・区立住宅使用料について、お知らせをする通知書「令和6年度収入認定通知書兼使用料通知書」等をお送りします（区立特定公共賃貸住宅を除く）。この使用料は、みなさまから提出された収入報告書等をもとに認定した所得月額に応じて決められたものです。

## 収入報告書未提出および書類不足の世帯

ご提出がまだの世帯は至急、必ず提出してください。  
収入報告書を提出されない場合、収入状況にかかわらず、4月から近傍同種程度の家賃（民間と同程度の高い家賃）になります。  
4月以降に書類を提出した場合、収入に応じた使用料の適用は、書類を受領した翌月からになりますので、ご注意ください。

## 使用料のお支払いは口座振替・自動払込みをご利用ください

口座振替や自動払い込みを利用いただくと、金融機関の窓口にお出かけにならずに、確実にお支払いができるので大変便利です。

口座振替日は、毎月1回原則として「月の末日」です。（末日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日です。）

手続きについては世田谷区営住宅等窓口センターにご連絡ください。

# 家具転倒防止器具取付の支援をします

大きな地震が発生すると、転倒した家具による圧死の割合が非常に高いことは周知のとおりです。地震大国の日本では、いつ、どこで大きな地震が起きててもおかしくありません。

家具の転倒対策を行っていない人は、  
すぐに対策を始めましょう。

大けがにつながる重量物の固定には、  
L字金具器具・ベルト式が適しています。

なお、耐震固定に使用したビス穴等  
の軽微な修繕は退去時には請求しません。



世田谷区には、家具転倒防止器具取付支援制度があります。

高齢者、障害者等がお住いの居室、寝室等にある家具類について、地震時の転倒を防ぐため、区が委託している業者を派遣して、転倒防止器具の取付作業（室内での作業）を行います。

対象者	※支援の上限額は、器具と取付費用合わせて2万円までです。2万円を超える部分は申請者の負担となります。
① 満65歳以上の方	
② 身体障害者手帳（1級又は2級に限る）の交付を受けている方 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条	
③ 特殊疾病の医療費助成対象者の方 東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則（平成12年東京都規則第94号）第3条	
④ 愛の手帳（1度又は2度に限る）の交付を受けている方 東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日42民児精発第58号）第1条	
⑤ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条	
⑥ 被爆者健康手帳の交付を受けている方 原子爆弾被爆者に対する支援に関する法律（平成6年法律第117号）第2条	
⑦ 要介護者（要介護状態区分が3、4又は5に限る）の方 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項	
⑧ 生活保護法による保護を受けている世帯	

◆問い合わせ先（耐震相談窓口）  
防災街づくり担当部 防災街づくり課 耐震促進担当  
☎ 03-6432-7177 Fax 03-6432-7987

# 注意で防ぐ漏水事故！！

※ 年末です、大掃除の時にぜひ実施お願いします！！

漏水事故は、皆様のお部屋だけでなく、下階の方に迷惑をかけることになります。

## 【不注意による漏水事故例】

- ・洗濯機のホース接続がゆるく、使用中に抜けて下階に漏水
- ・浴室の排水口に髪の毛が詰まった状態で浴室の水があふれだし漏水
- ・室内の水道パッキン不具合による漏水
- ・トイレを詰まらせて、水があふれだし漏水
- ・断水時の外出時、台所蛇口を閉め忘れ
- ・その他排水口の不具合を生じさせ漏水



## ★ ポイントはここ！

排水口のそうじを定期的に行いましょう

水栓や排水の接続部分が抜けていないか定期的に確認しましょう

蛇口は使用後、必ず閉めましょう（外出時にも確認を！）

流し台に、食器類やごみなどを放置しないで定期的にかたづけましょう

- ◆ 漏水してしまうと皆さんの部屋だけでなく、下階の方に迷惑をかけることになります。不注意により他の方の家財等を水損させてしまった場合は、ご自身で被害の補償をしなくてはいけません。皆様の心がけて漏水事故を防ぎましょう。

## ※保険加入のお奨め

- ◆ 火災保険の特約で、以下の賠償責任保険に加入することができます。
- ◆ 自ら火災を起こしてしまった場合（借家人賠償責任保険）、水漏れ事故を起こして被害を与えてしまった場合（個人賠償責任保険）、保険に加入していないければ、すべて自己負担で補償（修繕）しなければなりません。
- ◆ この機会に、加入をご検討してみてください。

# 住まいの通信

令和6年1月

特別版

世田谷区営住宅等指定管理者 株式会社東急コミュニティ 世田谷区営住宅等窓口センター  
TEL 6805-6523 FAX 6805-6573 <http://setagayakueijutaku.jp/>

## ゲーム感覚で脳内活性第二弾！！

年齢を重ねるにつれ、注意力や判断力などの認知機能低下を感じることはありませんか？ゲーム感覚で頭の運動をして脳内活性しましょう！！

### 1. 間違探し（2か所）



間違いを探すときに集中力、見つけたときには脳が最も活性化するといわれています。

### 2. マッチ棒クイズ（マッチ棒1本だけ動かして正しい計算式を作ってください）

例題 ⇒

$$7 - 4 = 5$$

回答 ⇒

$$7 - 4 = \textcircled{5} \quad 7 - 4 = 3$$

第1問 ⇒

$$\square - 4 = 5$$

第2問 ⇒

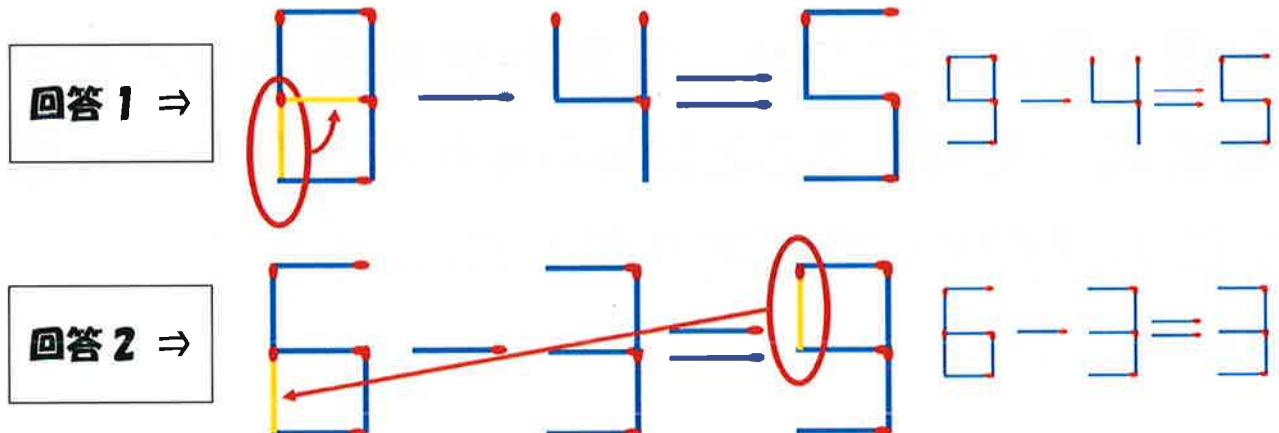
$$5 - \square = 3$$

楽しみながら頑張ってください！！  
回答は、後ろのページ

## 1. 間違ひ探し(2か所)回答です



## 2. マッチ棒クイズの回答です



## 3. 早口言葉

早口言葉は、脳の活性化につながります。3回続けて言えるかな？

一定番編一

・生麦生米生卵

(なまむぎなまごめなまたまご)



・隣の客はよく柿食う客だ

(となりのきゃくはよくかきくうきゃくだ)

一ちょと難問編一

・赤力ピバラ青力ピバラ黄力ピバラ

(あかかぴばらあおかぴばらきかぴばら)



# 住まいの通信

令和6年2月

臨時号

世田谷区営住宅等指定管理者 株式会社東急コミュニティ 世田谷区営住宅等窓口センター  
TEL 6805-6523 FAX 6805-6573 <http://setagayakueijutaku.jp/>

## ～震災時の備えは出来ていますか？～

### 災害時に最低限必要な防災グッズ

#### 最低3日分の非常用食料・飲料水

飲料水は1人1日3リットル  
アルファ米・ビスケット・乾パン・  
レトルト食品・板チョコなど

#### 救急用具

持病の薬・常備薬・お薬手帳

#### 携帯ラジオ

インターネットが  
使えない場合の情報収集に

#### 軍手

災害時に怪我や汚れを  
防ぐために必須

#### 懐中電灯

換えの電池もいくつか  
準備しておく

#### 携帯トイレ

トイレットペーパーも  
忘れずにストック

#### マルチツールナイフ

生活に必要な工具や  
ナイフとして使用

#### 衣類・毛布など

衣類は圧縮袋でコンパクトに保管  
毛布やカイロなどの防寒アイテム

### ■避難場所の確認など

※日頃から準備しておきましょう！

学校や公民館など避難  
場所への避難路を確認  
しておきます

普段から家族で連絡方法  
を話し合っておきましょう



避難するときは、持ち物  
を最小限にして、両手を  
使えるように準備してお  
きます

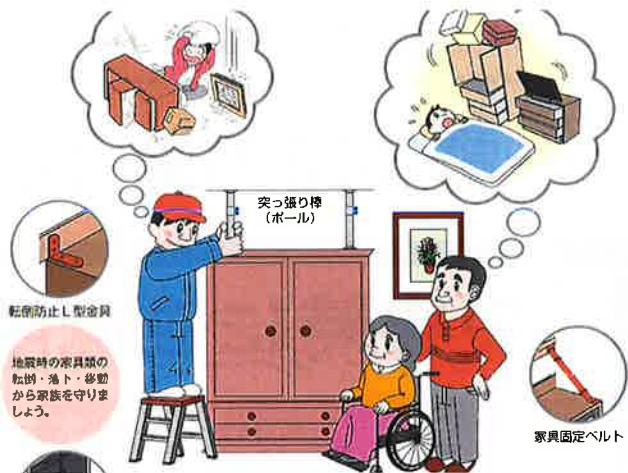
# 家具転倒防止器具取付の支援をします

大きな地震が発生すると、転倒した家具による圧死の割合が非常に高いことは周知のとおりです。地震大国の日本では、いつ、どこで大きな地震が起きてもおかしくありません。

家具の転倒対策を行っていない人は、  
すぐに対策を始めましょう。

大けがにつながる重量物の固定には、  
L字金具器具・ベルト式が適しています。

なお、耐震固定に使用したビス穴等  
の軽微な修繕は退去時には請求しません。



世田谷区には、家具転倒防止器具取付支援制度があります。

高齢者、障害者等がお住いの居室、寝室等にある家具類について、地震時の転倒を防ぐため、区が委託している業者を派遣して、転倒防止器具の取付作業（室内での作業）を行います。

対象者	※支援の上限額は、器具と取付費用合わせて2万円までです。2万円を超える部分は申請者の負担となります。
① 満65歳以上の方	
② 身体障害者手帳（1級又は2級に限る）の交付を受けている方 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条	
③ 特殊疾病の医療費助成対象者の方 東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則（平成12年東京都規則第94号）第3条	
④ 愛の手帳（1度又は2度に限る）の交付を受けている方 東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日42民児精発第58号）第1条	
⑤ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条	
⑥ 被爆者健康手帳の交付を受けている方 原子爆弾被爆者に対する支援に関する法律（平成6年法律第117号）第2条	
⑦ 要介護者（要介護状態区分が3、4又は5に限る）の方 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項	
⑧ 生活保護法による保護を受けている世帯	

◆問い合わせ先（耐震相談窓口）  
防災街づくり担当部 防災街づくり課 耐震促進担当  
☎ 03-6432-7177 Fax 03-6432-7987